広報かわち Kawachi

2024 8
No.665
town public relations

【写真】長竿祇園祭より

● 定 例 相 談 ●

心配ごと相談
日　　時　9月2日（月）午前10時～正午
場　　所　第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
※弁護士相談（要予約）

教育相談
日　　時　月・火・木曜日
午前9時～正午（要予約）
場　　所　教育委員会事務局
問合せ先　☎84－3322　FM84－4730

成田空港に関する相談
日　　時　火～金・日曜日　午前9時～午後5時
【休み：月曜日（月が祝日の場合はその翌平日）土曜日、祝日、年末年始】
場　　所　河内町産業観光交流拠点施設
“かわち夢楽”1階
問合せ先　☎ 0297－79－5815
0120－84－5013(フリーダイヤル)

交通事故相談
日　　時　月・水・木・金曜日
午前9時～正午　午後1時～4時45分
弁護士相談　第3水曜日
午後1時～4時（要予約）
場　　所　土浦合同庁舎　本庁舎2F
問合せ先　県南地方交通事故相談所
☎029－823－1123

● 交通事故発生状況 ●

町内の交通事故６月発生状況

		（累計）
発生件数（人身事故）		０件（５）
死 者 数		０人（０）
負傷者数		０人（６）

竜ケ崎警察署調べ

● 戸 籍 の 窓 ●

６月届出分

おめでた	１人	転入	１７人
おくやみ	１０人	転出	１５人

● 人 口・世 帯 ●

令和６年７月１日現在

人　口	7,891 人	（－ 7）
男	3,907 人	（－ 7）
女	3,984 人	（　0）
世帯数	3,384 世帯	（－ 1）

●TELガイド●

役　　場	☎ 84-2111 FM 84-4357	教育委員会事務局	☎ 84-3322
		農村環境改善センター	☎ 84-2843
水道事務所	☎ 84-2361	福祉センター	☎ 84-3699
つつみ会館	☎ 86-2090	保健センター	☎ 84-4486
地域包括支援センター	☎ 60-4071	防災かわち（音声案内）	☎ 84-2212
社会福祉協議会	☎ 84-2830	シルバー人材センター	☎ 84-5455

●休日当番医（９月）●

	稲敷地区	龍ケ崎地区	
1日	レディスクリニック結 ☎029-830-5151	野村医院 ☎62-6561	横田医院 ☎62-0047
8日	森脇整形外科 ☎029-843-7888	山村医院 ☎66-0555	牛尾病院 ☎66-6111
15日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	いがらしクリニック ☎62-0936	山本医院 ☎66-3348
16日	朝田病院 ☎029-887-0310	松葉クリニック ☎65-7282	渡利耳鼻咽喉科医院 ☎62-4133
22日	あべ整形外科 ☎029-875-5303	竜ヶ崎医院 ☎62-0550	中村クリニック ☎64-6655
23日	あみ小林クリニック ☎029-888-2200	さくらクリニック ☎65-1211	いしかわクリニック ☎62-0378
29日	阿見ぎぼクリニック ☎029-888-8800	北竜台耳鼻咽喉科クリニック ☎95-3387	福岡小児科医院 ☎66-3245

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

こども救急電話相談 おとな救急電話相談	＃7119 ＃8000	または 03-6667-3377
救急医療情報システム	ホームページ：http://www.qq.pref.ibaraki.jp/ 携帯サイト：http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/	

●ごみ収集日（９月）●

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	3･17	C地区	10･24	A地区	14	C地区	28
B地区	5･19	D地区	12･26	B地区		D地区	

燃えるごみ収集日		粗大ごみの予約収集日
全地区	毎週月・水・金曜日	９月中の予約→ 10月５日

広報かわち Kawachi
令和６年８月１日発行
編集・発行　河内町役場秘書広聴課
〒300-1392　茨城県稲敷郡河内町源清田 1183
ホームページアドレス　https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/

河内町アプリ
ダウンロードはこちらから
App Store　Google Play

募集　農業委員　農地利用最適化推進委員

農業委員の推薦・公募

河内町農業委員会の委員の任期が、令和7年3月31日で満了することから、農業者の組織する団体および農業者からの推薦、または公募により農業委員を募集いたします。

農業委員は、農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる方から、町長が議会の同意を得て任命します。

■募集人員　10名

農地利用最適化推進委員の推薦・公募

河内町農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）の任期が、令和7年3月31日で満了することから、農業者の組織する団体および農業者からの推薦、または公募により推進委員を募集いたします。

推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といったことが主な業務となります。

■募集人員　8名
（生板地区2名　源清田地区2名　長竿地区2名　金江津地区2名）

【共通事項】

■募集期間　令和6年9月10日（火）から令和6年10月9日（水）

■任　　期　令和7年4月1日から3年間

■応募方法　所定の申込書に必要事項を記入のうえ河内町農業委員会へ提出

■そ の 他　募集要項、申込書につきましては、河内町農業委員会事務局または河内町ホームページからダウンロードできます。

■提 出 先　河内町農業委員会事務局に提出してください。（郵送可）
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

■問合せ先　河内町農業委員会事務局
☎８４－６９７５（直通）

9月2日より

かわちプレミアム商品券の発売

この事業は、商品券の活用により地域商工業の活性化と振興を図ることを目的に行われます。

販売方法は、より多くの方に公平に商品券をご購入いただくため、事前に購入引換券（ハガキ）をすべての世帯に配布し、先着による引き換え購入期間を設けました。再販売する場合のご購入においても、購入引換券が必要となりますので大切に保管してください。

販売価格	**1セット5,000円**（500円券×15枚　**合計7,500円分**） ※うち大型店でも使用できる券５枚（2,500円分）
販売数量	**10,800セット**
販売期間	**令和６年９月２日(月)～９月30日(月)** ※売り切れ次第終了 平日のみ　午前９時～午後５時
購入限度	１人３セットまで（購入する際には購入引換券が必要です） **※購入引換券は８月下旬発送予定**
販売場所	■河内町商工会■河内町役場 まちづくり推進課■つつみ会館
利用期間	令和６年９月２日(月)～ 令和７年２月28日(金)

※休日販売：９月８日（日）午前９時～午後３時
休日販売場所：河内町商工会

商品券を使用できる町内加盟店については、別途８月に各戸配布するチラシでご確認ください。なお、町のホームページからも確認できます。

また、商品券は、町内加盟店で買い物ができる商品券と、町内の大型店でも買い物ができる商品券が１セットとなっております。

再販売する場合

商品券に残が生じた場合、令和６年10月１日（火）以降も、購入引換券（ハガキ）を提示していただき１人２セットを上記の販売場所において販売いたします。

【 購入時の注意 】

・河内町商工会は旧みずほ小学校内に移転しておりますので、商工会で購入する場合にはお間違えのないようご注意ください。（旧みずほ小学校：河内町源清田1942番地）

◆問合せ先◆
かわちプレミアム商品券発行委員会（河内町商工会内）　☎８４－２１３６
河内町まちづくり推進課　☎８４－６９７６

定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）のご案内

「調整給付金とは」？

定額減税しきれないと見込まれる方に対して補足を行う給付です。

定額減税しきれない額を１万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

対象者

定額減税の対象者（所得税と住民税所得割の少なくとも一方を収めている方）で、減税しきれない方。

(具体的には、定額減税可能額が「令和６年分所得税額」または「令和６年度住民税額（所得割）」を上回る方)

※ただし、納税義務者本人の合計所得額が 1,805 万円を超える方は対象外です。

給付額

下記の　Ⓐ　＋　Ⓑ　の合計額を１万円単位に切り上げて給付を行う。

- **Ⓐ　＝　所得税分定額減税可能額　－　令和６年分所得税額**
- **Ⓑ　＝　住民税定額減税可能額　－　令和６年度分住民税額（所得割）**

※減税可能額とは　所得税分　→　３万円×（本人＋扶養人数）
　　住民税分　→　１万円×（本人＋扶養人数）

減税対象者１人当たりの減税可能額は所得税と住民税合わせて４万円。扶養人数により変動します。

⇨　**給付額は Ⓐ と Ⓑを合計した金額となります。**

【例】　上記Ⓐ＋Ⓑが 31,000 円の場合、切り上げて 40,000 円が給付されます。
　　またⒶとⒷが両方とも０円の場合は調整給付の対象外となります。

給付時期や給付方法

給付対象者を算定した後、河内町から調整給付確認書を送付しますので、お手元に届き次第、氏名、住所をご確認いただき

１・支給額及び振込先の確認
２・必要に応じて振込先情報の指定、もしくは記入
３・本人署名

上記を行った上で、**確認書を令和6年10月31日（木）までに返信用封筒にて返送ください。**

（注）1. 給付金を受け取るには返信が必要です。
　　2. 期限までに返信がない場合は給付を辞退したものとみなしますのでご注意ください。
　　3. 申請を受け付けたことをお知らせする、決定通知書等は送付いたしません。

給付に関するスケジュールは下記のとおりとなっています。

・調整給付確認書発送予定日：令和６年８月 16 日
・初回調整給付振込予定日：令和６年９月 24 日
以降は、確認書の受理後随時振り込みいたします。

◆問合せ先　税務課　☎８４－６９７１

定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATM を操作していただくような連絡をすることはありません。

- 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言って ATM を操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、**電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATM の操作をお願いすることは一切行っていません。**
- 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- **お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。**
- **お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、**メールに記載された URL にアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、**速やかに削除していただきますようお願いいたします**（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則として URL を記載しておりません）。

- **不審な電話や SMS、被害の相談については、警察相談専用電話（「＃ 9110」番）にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。**
- **各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。**

各種給付に関する HP・お問い合わせはこちら☞

定額減税に関する HP・お問い合わせはこちら☞

内閣官房 Cabinet Secretariat　内閣府 Cabinet Office　総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications　財務省 Ministry of Finance JAPAN　国税庁・国税局・税務署　警察庁 National Police Agency

家屋を新築・増築・取り壊しをした方はご連絡を！

《固定資産税について》

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産を所有している方に対して課税されるものです。

税務課では現地調査を随時実施し、新築・増築家屋や取り壊し家屋の把握に努めています。適切な課税を行うため、家屋の新築・増築・取り壊しをしたときはご連絡をお願いします。

～課税対象となる家屋とは～

【家屋とは】

固定資産の課税対象となる家屋とは「住家、店舗、工場、倉庫その他の建物であり、不動産登記法に登記されるべき建物」です。登記されるべき建物とは、一般的には「土地に定着して建造され、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、独立して雨風をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有し、その目的とする居住、作業、貯蔵等の用に供し得る状態にあるもの」とされています。このような要件を満たすものが課税対象の家屋となります。

●課税対象となる例

（例1）車の出入り口には壁がないが、コンクリートブロックで基礎が造られ、屋根および周壁（三方向）を有しているため課税対象となる。

（例2）コンクリートブロックで基礎が造られ、その上にプレハブの物置が設置されている。土地への定着性が認められ、屋根および周壁（全方向）を有しているため課税対象となる。

●課税対象とならない例

（例1）支柱はコンクリートに埋込んで固着されていて屋根を有しているが、周壁がないため課税対象とならない。

（例2）地面に置かれたコンクリートブロックの上に物置が設置されている。この状態では土地への定着性が認められないため課税対象とならない。

◆連絡・問合せ先：税務課　固定資産税係　☎８４－６９７１

安心 簡単 便利　町税等の納付には便利な口座振替を !!

口座振替に申し込みいただくと、納付に出かける手間や納め忘れなどの心配がなく、申し込みいただいた預貯金口座から自動的に引き落としができます。ぜひご利用ください。

◆口座振替のできるもの　：町県民税森林環境税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料

◆お取り扱いできる金融機関：常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、稲敷農業協同組合、ゆうちょ銀行

◆手続き方法：通帳および通帳届出印を持参し、取り扱い金融機関または、各課窓口で申し込みをしてください。

※口座振替依頼書は、金融機関の窓口と各課窓口にあります。

◆問合せ先：税務課　☎８４－６９７２　町民課　☎８４－６９８３
福祉課　☎８４－６９８２　上下水道課　☎８４－２３６１

児童扶養手当

◆問合せ先◆
福祉課社会福祉係
☎８４－６９８２

児童扶養手当は、ひとり親家庭等に対して支給されるもので、お子さんが健やかに成長するために役立ててもらおうというものです。

◎手当を受ける資格

児童扶養手当を受けることのできる方は、次の条件の児童（18 歳に達する日以降の最初の3月 31 日までの間にある児童、身体または精神に障害のある場合は 20 歳未満の児童）を監護している母親か父親、またはこれらの児童を養育している方です。※資格があっても請求しない限り支給されません。

- ■父母が離婚した児童
- ■父または母が死亡した児童
- ■父または母が政令で定める障害のある児童
- ■父または母が生死不明な児童
- ■父または母が1年以上遺棄している児童
- ■父または母が1年以上拘禁されている児童
- ■母が婚姻によらないで生まれた児童
- ■母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ■父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

◎支給を受けるための手続き

手当を受けたいときは、福祉課窓口に申請してください。
認定請求の申請により、県知事の認定を受けることで手当が支給されます。

◎児童扶養手当の額

令和6年度児童扶養手当額（月額）

支給対象児童が1人	全部支給 45,500円	一部支給 45,490円 ～10,740円
第2子加算額	全部支給 10,750円	一部支給 10,740円 ～ 5,380円
第3子以降加算額	全部支給 6,450円	一部支給 6,440円 ～ 3,230円

■父または母と同居している方の所得により、手当の一部または全部の支給が停止されることがあります。
■受給期間が5年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になる可能性があります。福祉課から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、就労をしている等の届出の手続きをすることにより、5年等経過後も、経過前の月と同額の手当を受給することが可能です。

認定を受けている方へ

提出を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は、現況届を８月23日までに福祉課へ提出してください。（支給停止の方も含みます）8月以降の手当を引き続き受給できるかどうかを確認するもので、提出がない、あるいは不備の場合は、8月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、2年間現況届を出さないと受給資格を失います。

現況届用紙は7月下旬から8月初旬に送付されます。（令和６年7月以降に申請された方は、届出の必要はありません）

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、ご注意ください。

- ■婚姻の届出をしたとき
- ■婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（生計を同じくする異性と同居または、同居がなくても頻繁な訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき
- ■受給者や児童が、年金（国民年金、厚生年金など）を受けることができるようになったとき（ただし、年金受給額が児童扶養手当額を下回るときは、児童扶養手当との差額が支給対象となります）
- ■児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
- ■児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、あなたが監護または養育しなくなったとき
- ■遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したとき

くらしの情報

☆農地等に接している道路の路肩・のり面の保護のお願い

農地等に接している道路の路肩やのり面の除草については、耕作者が行っている状況ですが、近年、除草剤の散布が原因と思われる路肩部分の崩れやのり面が痩せてしまった箇所が見受けられます。そのような状態になると徐々に舗装面が崩れて狭くなったり、交通事故につながったりする可能性もあります。

また、農産物のより安全・安心な生産活動や環境保全の面からも、化学合成農薬（除草剤）の使用の低減に努めて、環境にやさしい農業に取り組みましょう。

◆路肩やのり面保護の具体例

○農地の場合は、のり尻を削らないように耕作してください。（のり面の角度が急になり崩れやすくなります）

○路肩・のり面の除草は、人力や機械での草刈をしてください。（除草剤を使用する場合は、根まで枯らさないタイプを使用してください）

※草刈を行う際は、通行車両や通行人等に危害がないよう、十分注意して行ってください。

例）除草剤使用により痩せたのり面

ご協力のほどよろしくお願いします。

◆問合せ先
都市整備課　☎84－6956
農政課　☎84－6975

☆金婚式を迎えられるみなさまへ

河内町社会福祉協議会では、金婚式を迎えられる御夫婦をお祝いしております。

令和6年度は、昭和50年1月1日～昭和50年12月31日までにご結婚されたご夫婦（戸籍上に記載されている婚姻日）が該当されます。

該当されるご夫婦は、9月13日（金）までに河内町社会福祉協議会へご連絡ください。

◆問合せ先
河内町社会福祉協議会（福祉センター内）
事務局
大竹・久保木
☎84－2830

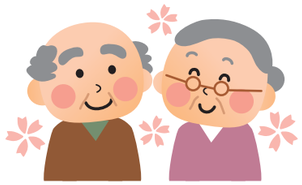

龍ケ崎地方家族会からのお知らせ

家族の中に精神障害の当事者を持つ父母や兄弟が集まって、毎月１回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親族だけが参加出来る会で、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。時には専門家を講師に迎えて医療や福祉制度についての勉強もします。事前の申し込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽にお立ち寄りください。

主　　催	龍ケ崎地方家族会（ピア・かたつむり）
対象地区	河内町・龍ケ崎市・稲敷市・利根町・つくば市・その他
日　　時	第 222 回　９月７日（土）午後１時３０分～３時３０分 **龍ケ崎市民活動センター**　龍ケ崎市馴馬町 2445　☎６３－００３０
	第 223 回　１０月５日（土）午後１時３０分～３時３０分 **河内町農村環境改善センター**　河内町長竿 3689 － 1　☎８４－２８４３
	第 224 回　１１月２日（土）午後１時３０分～３時３０分 **利根町布川地区コミュニティセンター**　利根町布川 2958 － 1　☎６８－２８４９
	第 225 回　１２月７日（土）午後１時３０分～３時３０分 **龍ケ崎市民活動センター**　龍ケ崎市馴馬町 2445　☎６３－００３０
問合せ先	竹之内（家族会）　☎０９０－１６１４－２３７１

☆屋外広告物の表示には許可が必要です！

◇屋外広告物とは？

①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に表示されるものであって、下図のような広告物をいいます。

茨城県では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、どんな場合であっても表示することができない広告物（禁止広告物）をはじめとして、広告物を表示してはいけない場所や物件（禁止地域・禁止物件）、及び、許可を行うにあたっての基準（許可基準）などを条例で定めています。

屋外広告物は、必要な許可を受け表示しましょう。

なお、許可を受けている屋外広告物についても、許可期間満了後も引き続き表示する場合は、更新許可の手続きや有資格者による点検が必要ですので、ご注意ください。

◆届出・問合せ先
都市整備課　☎84－6956

くらしの情報

国に要望書を提出しました

6月26日（水）、龍ケ崎市と稲敷市、利根町の首長と共に、新利根川等で繁茂する特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の対策に関する要望書を国土交通省と環境省、農林水産省に、利根川と小貝川の河川整備に関する要望書を財務省と国土交通省にそれぞれ提出しました。

両要望書は、国の関係機関に対して地域の現状や課題を訴え、施策の提案や国の支援などを求めたものです。

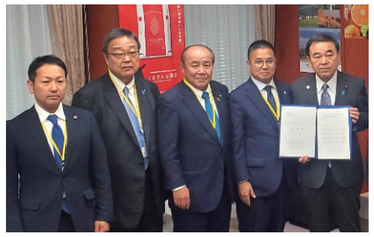
（農林水産省）

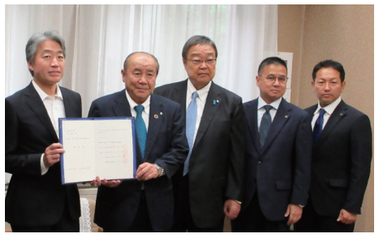
（財務省）

『若草大橋有料道路無料化促進協議会』が設立されました

6月25日（火）、河内町、利根町、龍ケ崎市の首長、議会議長および茨城県議会議員で構成される「若草大橋有料道路無料化促進協議会」の設立総会が利根町役場で開催されました。

この協議会は「若草大橋有料道路」の無料化に向けた取り組みを行い、若草大橋の利用を促進することで、栄橋の渋滞解消および交流人口・関係人口の拡大と地域の活性化を目的に設立されました。

設立総会では、協議会規約や役員の選任に関する議案が承認され、佐々木利根町長が会長として選任されました。

左から茨城県議会　坂本議員、茨城県議会　細谷議員、河内町議会　高橋議長、龍ケ崎市議会　油原議長、河内町 野澤町長、利根町 佐々木町長、龍ケ崎市 萩原市長、利根町議会 大越議長、茨城県議会 中山議員

地鎮祭が行われました

7月8日（月）、中央公民館建設地に神主を招いて建設工事に係る地鎮祭が行われました。工事期間中には建設地周辺においてご不便ご迷惑をおかけします。皆様ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

第10回河内町グラウンド・ゴルフ大会開催

開催日　６月２５日（火）
場　所　スポーツパークかわち
結　果　優　勝　古舘　久美子（中央）
準優勝　石島　勲（左）
第３位　野高　晄（右）

第２８回河内町民バレーボール大会開催

開催日　６月２３日（日）
場　所　河内町農業者トレーニングセンター
結　果　優　勝　TONE
準優勝　スカイリバー
第３位　海賊王

優勝した TONE のみなさん

株式会社さくら印刷との協定締結式を行いました

7月1日（月）、株式会社さくら印刷と「クリエイティビティを通じた地域活性化及び「ひとづくり」に関する包括連携協定」を締結しました。

この協定は、両者共同で地域の魅力・観光情報発信、移住・定住の促進、教育の拡充、子育て支援等の事業を推進することを目的としています。

議会報告会が開催されました

7月7日（日）、農村環境改善センター多目的ホールで議会報告会が開催され、２３名の方々にご参加いただきました。

河内町議会より、議会活動について報告をするとともに、町民のみなさんと意見交換を行いました。意見交換では、多くのご意見をお聴きすることができました。

地域おこし協力隊通信 VOL 6

協力隊員が活動報告、活動を通じて感じたこと、発見した河内町の魅力などの情報を発信します

山田広伸
隊員

地域魅力化コーディネーターの山田広伸と申します。今回は、6月22日㈯にかわち夢楽で実施した自転車イベント「小さなお子様のための自転車教室」についてお話しします。当日は梅雨時期にもかかわらず、奇跡的に天気に恵まれ開催できました。まだ自転車に乗れないお子様達が、ベテランのインストラクターより、ヘルメットの被り方・自転車に慣れること・バランス感覚を身に付けること・上手にスタート＆ストップをすること・他の人と譲り合って共有することの大切さを学べる機会を作ることができました。参加されたお子様も大喜びで参加されていたので、今後も皆様に喜んでいただけるような自転車教室を浸透させていこうと誓った日でした。

わかるまで何度でも参加 OK！！ 予約不要！！

曜　日	場　所	時　間	内　容
月曜日	生板集学校（旧生板小学校）	午前10時～正午	スマホ教室（ご要望に応じて内容を決定します）
		午後１時～４時	パソコン・スマホなんでもよろず相談
木曜日	役場本庁舎 1F	午前９時～正午	パソコン・スマホなんでもよろず相談

★8月15日（木）はお休み → 8月14日（水）に振替開催します★

手振れしない写真の撮り方のコツなど、普段使いできる講座内容です

【お問い合わせ】
080-7241-9519
河内町地域活性化企業人・IT 相談員　すずき

よろず相談例
- LINE の通知音が鳴らなくなった
- 「メモリーがいっぱいです」の表示
- パソコンのトップ画面が変
- WEB 明細の申し込み方法
- 万歩計アプリが正しく動作しない

TOPIX

伝達式が行われました

6月20日（木）、みずほ分庁舎において、前教育委員の根本幹朗さんの長年にわたる教育委員としての功績が認められ、全国市町村教育委員会連合会より表彰されたことを受け、伝達式が行われました。

根本さんは、教育委員として平成２０年から令和５年までの４期にわたり、地方教育行政や町の教育振興にご尽力されました。感謝を申し上げますとともに今回の受賞をお祝い申し上げます。

地域おこし協力隊員委嘱式が行われました

７月１日（月）、役場大会議室にて地域おこし協力隊員委嘱式が行われ、森建太さんに委嘱状を交付しました。

森さんには「地域プロモーションコーディネーター」として町の地域資源発掘および情報発信力強化を目的として、PR 活動や広報事業等を担っていただきます。

地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

税金はどう使われているの？

６月７日（金）、かわち学園の６年生を対象に租税教室が開催されました。

教室では、町税務課の職員が講師となり、税金の種類や税金が社会のためにどのように使われているのかなどを学習しました。

「マリンとヤマトの不思議な日曜日」というアニメ鑑賞を通じて、税金の大切さと納税の重要性について、理解を深めました。また、１億円分の1万円札（見本）を児童のみなさんに持ってもらうなど、普段では出来ない体験をしました。

租税教室は、次世代を担う児童のみなさんに税金についての正しい理解をしてもらうことを目的に行っています。

かわち学園児童生徒が ジャガイモの収穫を行いました

6月20日（木）、かわち学園東側の畑で児童生徒が長竿地区農地を考える会と同地区シニアクラブのみなさんからの指導を受けジャガイモの収穫を行いました。みんなで協力しながら、たくさんの大きなジャガイモが収穫できました。

9月は「動物愛護月間」 10月は「飼い主マナー向上推進月間」です

犬や猫を飼う場合、守らなければならないことがあります。もう一度考えましょう！

犬や猫の世話は最後まで！（終生飼養）

飼っている犬や猫が寿命を迎えるその日まで大事に世話をしてください。これから飼おうと考えている方は、最後まで飼えるのか、もう一度考えてみましょう。

不幸な命を増やさないで！（繁殖制限）

多数の子犬や子猫が生まれてしまい、飼いきれなくなって県に引き取りを求める例が見受けられます。生まれてから困らないように、飼っている犬や猫に不妊去勢手術をしましょう。

環境美化につとめましょう！（衛生保持）

犬や猫の排泄物の始末は、飼い主の義務です。公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

迷子になった犬や猫は、一定の期間保護しています。お探しの方、見かけた方は、すぐに**県動物指導センターまでご連絡ください。**

県動物指導センター　☎0296-72-1200
生活環境課　☎84-6957

かわち夢楽へ出品いただける農産物生産者の募集

かわち夢楽の農産物等直売所では、新鮮で安全・安心な農産物（野菜・果物等）を出品していただける生産者を募集しています。

皆様が作られた自慢の農産物を直売所で販売してみませんか。出品できる農産物の多少にかかわらず、ご連絡ください。

※出品にあたり、出荷者協議会に入会する必要があります。（年会費　町内の方２，０００円・町外の方３，０００円）その他詳細につきましては、お問い合わせください。

◎お申し込み・お問い合わせ

河内町産業観光交流拠点施設「かわち夢楽」　河内町長竿４６４１
営業時間：午前９時～午後６時
定 休 日：月曜日　※月曜日が祝日の場合は、その翌日
問合せ先：０２９７－６０－５１１１

9月1日は 防災の日

令和６年１月１日午後４時10分、北陸能登半島で震度７の大地震が発生し、280名以上の人的被害が発生する大惨事となりました。未だ多くの住民が避難生活を余儀なくされ被害の大きさ、防災に対する備えの難しさが浮き彫りとなっています。「災害は、忘れたころにやってくる」と以前は言われましたが、災害はいつ起きてもおかしくないことを念頭に、９月１日「防災の日」に日頃の備え、防災ガイドブックやハザードマップの確認、マイタイムラインの作成などを点検し、自分たちでできる対策を行いましょう。

グラッと来たらまず自分の身を守ることが大切です。

まず低く　頭を守り　動かない

河内町防災士連絡会総会及び防災研修を実施

6月28日（金）に地域の防災・減災力の向上に、活躍が期待される河内町防災士連絡会が、防災研修を行いました。今まで大規模災害時に必要な避難所備品「段ボール間仕切り」「段ボールベット」の組立訓練、「災害時に必要なロープ結索」ロープの固定などを行ってきました。今研修は、災害時に役立つ「三角巾での応急手当の仕方」を研修しました。地域の訓練や河内町総合防災訓練時の防災技術普及に力を発揮してくれることでしょう。

たたみ三角巾の作り方、腕の怪我した場所を応急手当て

腕を骨折した時の固定要領を二人一組となり訓練

自主防災組織が訓練を実施

長竿上組自主防災組織（田中光一会長）において、６月16日（日）龍ケ崎消防署新河分署員を講師に招き、救命処置訓練及びAED取扱い訓練を実施しました。同自主防災組織は今回で３回目の開催となり、初めて講習を受ける方、２回目・３回目とブラッシュアップに取り組む方など13名が参加し、スムーズな手技と自信を身に付けました。自主防災組織を結成することにより、災害時に近隣の住民同士で助け合う【共助】がより高まり、災害時の避難や被害の予防や軽減につながります。自主防災組織を是非結成しましょう。

ＡＥＤを使っての救命処置練

女性消防団活動報告（河内町消防団　第７分団）

合同半日訓練　6/8 土

新河分署にて、消火栓訓練を行いました。

実際の火災で女性消防団が放水を行う機会は少ないですが、対応できるように今後も訓練をしていきます。

防火教室　6/21 金

かわちこども園そら組・にじ組の園児を対象に防火教室を行いました。

衣服に火がついてしまった時の対処法や煙からの避難方法、大事な約束「お・か・し・も」について身体を動かしながら、楽しく体験してもらいました。

◎女性消防団は団員を募集しています。興味がある方は役場総務課までご連絡下さい。

利根川の氾濫を想定した洪水広域避難訓練を実施

7月21日（日）、生板地区を対象に阿見町と合同で、利根川の氾濫（洪水）を想定した、洪水広域避難訓練を行いました。

役場に災害対策本部を設置し、防災無線を活用した災害情報伝達訓練を行いました。また、福祉課が中心となって要配慮者を避難所へ搬送する訓練も実施しました。

広域避難所である阿見町吉原交流センターでは職員と自主防災組織による、避難所開設訓練や、防災士連絡会の指導のもと避難所物品取扱い体験や三角巾での応急手当、ロープ結索訓練を行いました。

当日は猛暑の中多くの町民の皆様が参加され、いざという時のために様々な訓練を真剣に取り組んでいました。次年度は金江津地区を予定しています。今後も、実際に災害が起きた時に備え、町民の皆様と協力して「公助」「自助」「共助」の円滑な連携が取れるように訓練を行っていきたいと考えております。

令和６年度　花壇づくり団体募集

花壇づくりによる花いっぱい運動に継続して取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている団体・学校に対して、費用の支援（1団体・学校あたり5万円以内）を行います。

支援団体は、規定の応募書類により審査選考のうえ選定いたします。

◆応 募 先　チャレンジいばらき県民運動
（応募用紙はチャレンジいばらき県民運動のホームページからダウンロードできます）
◆締め切り　９月３０日（月）
◆問合せ先　チャレンジいばらき県民運動事務局
☎０２９－２２４－８１２０

俳句 ～かわち俳句会～

恥らいも疾に薄れて蝉時雨　大野志げ子

参道のゆるき起伏に蝉の声　野田美智子

旅枕芯まで届く蝉しぐれ　篠原富子

冷たさをへそまで特急心太　石毛節子

老の卓胡瓜の糠漬あれば足り　寺田節子

心太器も揃え客を待つ　宮澤由紀江

絵硝子の美しき器や心太　神崎かずお

暮れかかる蛍袋や崖小道　遠藤正雄

校歌の碑残る廃校蝉しぐれ　田中康夫

豊かな農地を守るためにナガエツルノゲイトウ（特定外来生物※）の侵入・定着を防ぎましょう!

※外来生物法で指定された生態系や農林水産業に被害を及ぼす海外起源の生物。栽培・移動等は許可が必要。

ナガエツルノゲイトウ（ヒユ科）

- 南米原産の多年草（国内の系統は種子をつけない）。
- 水草で河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆う。
- 茎は千切れやすく、節や根から活発に再生。拡散しやすい。
- 水陸両生なので畔や畑地にも侵入。耐塩性も高い。
- 関東以西の河川、水路、水田、畦畔などに侵入相次ぐ。

見分け方　4つのポイント

～ナガエツルノゲイトウの防除とまん延の防ぎ方～

ナガエツルノゲイトウの侵入が報告されている地域では、農地に侵入・定着させないために水利施設や水路、給水栓まわりなどをこまめに点検し早期発見に努めます。

もし農地周辺でナガエツルノゲイトウを見つけたら（具体的な防除・対策例）

水田内

給水栓に収穫ネットの取り付け例

代かき時に流出した断片

- 残された根茎等から再生しないよう丁寧に刈り取りや抜き取りを行い乾燥させて枯死させましょう。
- 水稲用除草剤（初期剤や初中期剤）の体系処理で防除します。とくに給水栓まわりや畔際の防除を徹底します。
- まん延ほ場では後期剤の使用と水稲刈跡に茎葉処理剤(グリホサートなど)の散布が効果的です。(降霜期までに)
- 河川など取水源に定着している地区では、給水栓口にネット等をとりつけ、かんがい用水経由での侵入を防止します。

畦畔

- 刈り払いによって断片が農地に侵入するおそれがあるので、定着が見られる畦畔では除草剤中心の管理を行います。茎葉処理剤の効果的な散布時期は9月以降から降霜期までの期間です。
- 農地も畦畔際の防除（茎葉処理剤の秋散布など）に努めます。

水路まわり

- 除草剤が使用できないので遮光率 100%の耐水シート（推奨規格：# 7000）を敷設します。(遮光率 99%以下だと完全に枯死させられません)
- シートで覆っても完全枯死には長い時間（1年半から数年程度）かかるので、耐久性のあるシートを選んでください。
- ナガエツルノゲイトウの侵入が確認された農地とトラクターなどの農機を共用する場合、未侵入農地の作業を先にしたり、侵入農地での作業後は泥落としなど農機具の洗浄を徹底してください。

(農研機構資料から引用)

◆問合せ先　農政課　☎８４－６９７５

令和６年度河内町外来水生植物（ナガエツルノゲイトウ）防除事業補助金について

耕作している農地において、ナガエツルノゲイトウの侵入が認められた場合、防除対策として、薬剤の購入費用等の一部を補助します。

1. 対象者：町内に住所を有する農業者及び農業者の組織する団体（法人等）
   ※営農計画書を提出し、町税等に未納がないこと。
2. 対象薬剤：ナガエツルノゲイトウの防除を目的とした、効果が高いことが確認されている成分を含有する除草剤
3. 補助対象経費：①ナガエツルノゲイトウを防除するための薬剤購入費。ただし、営農計画書に基づき作付けした面積に対する薬剤の標準使用量分（ラベル等に記載されている使用量）を上限
   ②薬剤空中散布および薬剤手撒き等に要する経費（薬剤費、空中散布経費、委託料含む）
4. 補助率および上限額：補助対象経費の２分の１以内（100 円未満の端数切捨て）
   ※予算の範囲内で交付します。
5. 対象農地：令和6年度営農計画書に基づき、農産物等を作付けした農地のうち、ナガエツルノゲイトウが発生している部分
6. 申請期間：令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）までの開庁時間※令和６年度内に事業が完了すること
7. 申請方法：町ホームページから申請書（様式第1号）をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して農政課まで提出してください。
   ①防除実施個所図（ナガエツルノゲイトウが発生している農地の場所がわかる図面）
   ②現況写真（ナガエツルノゲイトウの発生が確認できるもの）
   ③納品書（購入農薬名および数量の記載があるもの）および領収書、または販売証明書等の写し
   ④空中散布の場合は、委託等に要した費用の領収書等および明細書
   （散布した薬剤名、作業内容、散布実施面積等の記載があるもの）等の写しを添付
   ※必要に応じて現地確認等を行いますので、ご留意ください。
   ※申請書は農政課窓口にも備え付けてあります。
8. 留意事項：申請書には振込先の口座情報を記入しますので、来庁の際には、振込先口座がわかるものを持参してください。

詳細については、農政課までお問い合わせください。

ナガエツルノゲイトウは絶対に刈らないで！

◆問合せ先　農政課　☎８４－６９７５

～ 食中毒に注意しましょう ～

①よく手を洗いましょう

食中毒予防の基本は手洗いです。石鹸を使ってしっかり手を洗いましょう。指先、指の間、爪、手のしわ、手首など、洗い残しの多い箇所は特に注意が必要です。

②調理した食品はすぐに食べましょう

作った料理を室温で長時間放置すると、食中毒の原因となる微生物が増殖します。温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べましょう。調理後すぐに食べない場合は、冷蔵庫に入れましょう。

③お肉は十分に火を通したものを食べましょう

生や加熱不十分な肉料理は危険です。肉の色が変わるまでしっかり加熱しましょう。

また、生の肉を触った箸やトングで、調理品を触らないようにしましょう。

④有毒植物による自然毒に注意

有毒植物を食べて食中毒になる事例が確認されています。有毒植物には、スイセンの球根を玉ねぎと誤認するなど、野菜や食用植物と非常に似たものがあります。食用と確実に判断できない植物は、絶対に「採らない、食べない、売らない、人にあげない」ようにしましょう。

◆問合せ先　茨城県竜ケ崎保健所　衛生課　☎６２－２１６３

生涯楽習のとびら VOL.171

図書室からのお知らせ

「図書のお届けサービス」を使ってみませんか?

図書室（みずほ分庁舎3階）では図書のお届けサービスを行っています。スマホやパソコンから簡単に本を借りることができます。まず、そのためには図書室に登録し、カードを発行する必要があります。

一人5冊 15日間
借りることができます。

本は「ゆうパック」にてご自宅に届きます。手数料は無料です。本を返す時は直接図書室に届けるか、お近くの返却BOXへ入れてください。返却BOXは、町役場・農村環境改善センター・つつみ会館にあります。

忙しくて開館時間の利用が難しい方は、ぜひ「図書のお届けサービス」を利用してください。アプリから借りる方法も分かりやすくまとめたプリントも用意してあります。お気軽に声をかけてください。

※小中高生対象の夏休み読書感想文課題図書も各１冊ずつ用意しました。どうぞご利用ください。

新着図書のご案内（ほんの一部です）

幼児・絵本

ねんどどん	うらつかりょうま
はをみがきましょう	ミスミヨシコ
じゅんばんじゅんばん じゅんばんですよ	accototo

児童・生徒

野球しようぜ！ 大谷翔平ものがたり	山田花奈
ピースがうちにやってきた	村上しい子
海をわたる動物園	いちかわけいこ

一般

陰陽師０	前川奈緒
燕は戻ってこない	桐野夏生
クスノキの女神	東野圭吾

歴史民俗資料室
（町農村環境改善センター内）

音声・映像コーナーを設置しました

「真空管ラジオ」を見たことがありますか?

大正から昭和時代の中期にかけて使われていました。真空管は温まらないと機能しないため、スイッチを入れても起動して音が出るまでに2～3分の時間がかかりました。

音声コーナー

映像コーナーには、16ミリ映写機やポラロイドカメラなどいろいろなカメラを展示しています。

資料室には、他にも昔、家庭で使っていた懐かしい道具も展示しています。道具が使われていた時代や用途をパネルに示し、分かりやすく説明してあります。

歴史民俗資料室にご家族皆さんでおいでいただき、河内町の昔の暮らしにふれてみませんか。

◆問合せ先　教育委員会事務局　生涯学習グループ　☎８４－３３２２

後期高齢者を対象とした 無料の歯科健康診査を実施します！

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

実施期間

令和６年９月１日（日）～ 令和６年１２月３１日（火）
※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

対 象 者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に７５歳、８０歳、８５歳の誕生日を迎えた方。
①昭和２３年４月１日～昭和２４年３月３１日生まれの方
②昭和１８年４月１日～昭和１９年３月３１日生まれの方
③昭和１３年４月１日～昭和１４年３月３１日生まれの方
※対象となる方には、８月下旬頃に健診の案内を送付。（施設等入所者除く）

健診内容

①問診
②歯の状態
③咬合状態
④口腔衛生の状態
⑤口腔乾燥の状態
⑥歯周組織・粘膜の状況
⑦口腔機能評価
⑧呼吸の異常
⑨指輪っかテスト
⑩反復唾液嚥下テスト
⑪事後指導
（セルフケアの歯ブラシ指導）等

受診場所

茨城県歯科医師会に所属しており、送付する案内に同封の『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関。

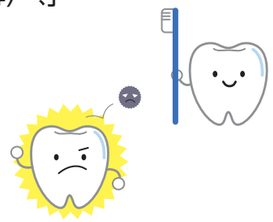

受診方法

①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

問合せ先

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班　☎０２９－３０９－１２１２

食育だより VOL.152

～こころとからだを育む食育～

8月10日は健康ハートの日

問合せ先　保健センター　☎84－4486

8月10日が810（ハート）と読めることから、この日を「健康ハートの日」とすることを日本心臓財団が提唱しました。

暑い夏の一日に、毎日休みなく働いている心臓を思いやり、健康を考える「こころとからだの休日」を過ごしませんか。

血管を詰まらせる動脈硬化とは

動脈硬化は、動脈が加齢により硬くなったり、内側に様々な物質が沈着して血管が狭くなり、血液の流れが滞る状態です。

糖尿病、高血圧、脂質異常症、喫煙が、4大危険因子といわれています。動脈硬化が進行すると「狭心症」、「心筋梗塞」といった心臓の病気や、「脳梗塞」などの病気を引き起こす危険があります。

狭心症
心臓自身に栄養や酸素を送っている冠動脈が動脈硬化などで狭くなり、心臓が酸欠状態に陥る

心筋梗塞
冠動脈が詰まってしまい、心臓の筋肉が壊死して動かなくなる

脳梗塞
脳の血管が詰まってしまい、脳の神経細胞が機能障害を起こしてしまう

適度な飲酒量はどれくらい？

過度な飲酒は循環器疾患のリスク因子になります。
節度ある適度な飲酒量とは1日平均純アルコールで約20g程度であるとされています。女性は男性に比べ体重当たり同じ量を飲んだとしても、臓器障害を起こしやすい為、男性の1/2～2/3程度が適量だと考えられています。

純アルコール 約20g

お酒の量(ml)×(アルコール度数(%)÷100)×0.8＝純アルコール(g)

現在飲酒していない人や飲めない人に対して飲酒を強要しないことも重要です。

保健センターだより

～早期発見・早期治療が命を守ります～

子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症検診を受けましょう

10月1日（火）・10月16日（水）の2日間、集団検診があります。

子宮頸がんも乳がんも早期のうちはほとんど自覚症状がありませんが、異常を感じてからでは手遅れになることも。そうならない為に大切なのは、早期発見、早期治療につきます。定期的に子宮頸がん・乳がん検診を受けましょう。医療機関でも受けられます。日程の合わない方はそちらもご検討ください。

日時	会場	受付時間	子宮頸がん	エコー（超音波）	マンモグラフィ
10月 1日（火） 10月16日（水）	保健センター	午後0時30分～0時40分	90名	52名	65名
		午後0時50分～1時			
		午後1時10分～1時20分			

※マンモグラフィの定員は撮影枚数になります。

申込方法

申込み開始日は8月22日（木）です

【WEB申込の場合】期間内は24時間対応

申込期間　令和6年8月22日（木）午前9時から
令和6年8月27日（火）午後11時59分まで

http://www.kenkou-link.org/

※事前のユーザー登録が必要です。
※申込期間中は日程の変更・取り消しが可能です。

【電話申込の場合】受付時間 午前9時～午後5時

申込期間　令和６年８月 22日（木）・23日（金）の2日間

申込先：健診予約センター 0570-077-150

※申込開始日の午前は電話が混みあう可能性があります。繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直しください。申込期間が過ぎてからのお問合せは保健センター（84-2227）へお願いします。

対象者・検診内容・負担金

※令和７年３月31日時点での年齢です。女性対象の検診です。

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担金
子宮頸がん検診	20歳以上の方	問診・子宮頸部の細胞診	1,300円
乳がん検診	30～39歳の方	問診・超音波検査	1,000円
	40～48歳で偶数年齢の方	問診・超音波検査、マンモグラフィ検査２方向	2,500円
	41～57歳で奇数年齢の方	問診・超音波検査	1,000円
	50～56歳で偶数年齢の方	問診・超音波検査、マンモグラフィ検査１方向	2,000円
	58歳以上で偶数年齢の方	問診・マンモグラフィ検査１方向	1,000円
骨粗しょう症検診	40歳以上70歳以下の方	問診・超音波検査	700円

※乳がん検診の内容はすべてセットです。各年齢の検査内容は単独では受けることはできません。
※医療機関で子宮頸がん・乳がん検診を受けた方は、町の集団検診を受けることはできません。
※小さいお子さまをお連れの方は、検診時お子さまをお預かりいたします。定員がありますので、託児を希望される方は申込時にお伝えください。

対象の方は骨粗しょう症検査が受けられます

骨粗しょう症とは、骨の量が減ったり、骨の質が悪くなったりすることで、骨が弱くなり骨折しやすくなる病気のことです。女性の発生頻度は、男性の約3倍。５０歳代から急激に増え始めます。検査は、かかとで行う超音波検査で、痛みはなくすぐに終了します。これを機会に骨粗しょう検診を受け、大切な自分の骨の健康を守りましょう。

※骨粗しょう症は一年おきに検診があります。

◆問合せ先　保健センター　☎８４－４４８６

消費生活相談員通信

VOL. 147

SNS をきっかけとして、著名人を名乗り勧誘される もうけ話にご注意！

SNS をきっかけとして、テレビなどによく出演している著名人だとかたったり、有名な経済評論家とつながりがあるとのウソの情報を示されたりして、投資話をもちかけられ、投資した大金を失ったという消費者被害が急増しています。

「○○（著名人）が主催する投資の勉強会」、「○○（有名な経済評論家）が、もうかる投資のノウハウを教える」、「○○（有名人）と親しい友人なので、もうけ話を知っている」などと、一般人を勧誘します。

投資目的で大金を振り込ませ、「偽物の口座情報を見せられ、もうかっているが、追加料金を支払わないと出金できないと言われた」、「相手と連絡が取れなくなった」などの被害が発生しています。

これらは、一旦、振り込んでしまうと被害回復が難しいといった特徴があります。

※参考データ（全国の消費生活センターにおける相談件数および金額）
- 2021 年度　　52 件、平均購入金額は 436 万円
- 2022 年度　　170 件、平均購入金額は 234 万円
- 2023 年度　1,629 件、平均購入金額は 687 万円

これだけの相談が全国の消費生活センターに寄せられており、特に 2023 年度は 2022 年度と比べて被害件数が約 10 倍近くになっています。また、平均購入金額も高額になってきています。

SNS 上の投稿は相手が見えない世界ですので、その投稿の内容が嘘か本当かの判断が非常に難しく、また実際に、著名人のアシスタントや親しい友人、あるいは本人をかたる人物と会っても、それが確かとは限りません。

トラブル防止のポイント!

■契約時
- SNS 上で著名人などの勧誘を受けた場合は、まず疑ってみましょう。
- 投資資金の振込先に個人名義の口座を指定されたら詐欺と思われるので振り込みを止めましょう。
- 不審に思ったら、すぐに警察などに相談しましょう。

困ったときには、１人で悩まずお早めにご相談ください

参考：国民生活センター、消費者庁のホームページ、くらしの豆知識

◆問合せ先　まちづくり推進課　消費生活相談係

相談日：火曜日、木曜日

午前9時30分～午後4時30分（正午～午後1時除く）

☎84－6976

河内町 子育て支援センター おひさまからの

おしらせ

◆問合わせ
福祉課
☎ 84-6982
担当　篠田・荒井

「お友だちが近くにいないの!」「ママ友がほしい!」「遊ぶ所がない!」と悩んでいる方、遊びに来てください!初めての方、マタニティの方も大歓迎!みんなで子育ての輪を広げましょう。
お部屋に入る前に、手・指の消毒等をお願いしています。検温、マスクの着用は、個人（お子さんの着用は保護者）の判断とします。

利用時間・持ち物
- 月～金曜日（週５日間開所しています）
  （祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く）
- 時間：午前９時３０分から
  午後２時３０分まで
- 対象：０歳から就学前のお子様と保護者
- 持ち物：着替え、水筒（飲み物）など
- ごみ、オムツ等は持ち帰りでお願いします。

9月の予定

日	曜日	イベント・スケジュール
2	月	踊って遊ぼう♪
3	火	自由遊び
4	水	自由遊び
5	木	読み聞かせ♡ミニミニシアター
6	金	自由遊び
9	月	作って遊ぼう！
10	火	自由遊び
11	水	親子ではっぴ～ヨガ
12	木	自由遊び
13	金	自由遊び
17	火	自由遊び
18	水	おはなしなぁ～に？
19	木	出張広場
20	金	自由遊び
24	火	自由遊び
25	水	踊って遊ぼう♪
26	木	自由遊び
27	金	あかちゃんひろば
30	火	自由遊び

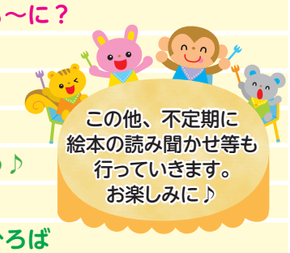

9/2(月)・25(水)　踊って遊ぼう♪
音楽にあわせて、簡単なダンスを親子で楽しもう！
時間：午前１０時３０分から

9/5(木)　18(水)　読み聞かせ♡ミニミニシアター おはなしなぁ～に？
絵本の読み聞かせやシアターをします。
どんなお話かな？
時間：午前１０時３０分から１１時まで

9/9(月)　作って遊ぼう！
じいじ、ばあばへのプレゼントを作ろう。
フォトフレーム付きのカレンダーだよ！
絵の具で染め紙をして、まわりを秋の可愛い製作物で飾ろう。
※フォトフレームの中に入れるお写真は事前に撮影させていただきます。
時間：午前１０時３０分から

9/11(水)　親子ではっぴ～ヨガ
親子で楽しく体を動かして心も体もリフレッシュ！
ハッピーになりましょう。
時間：午前１０時３０分から

9/19(木)　出張広場
親子で簡単な製作遊び、手遊び
読み聞かせや計測等を行います。
時間：午前10時から午後2時まで
場所：つつみ会館（河内町金江津645番地227）
お近くの方、そうでない方もどうぞ♡
（旧認定こども園のおひさまも開所しています）

9/27(金)　あかちゃんひろば
すくすく成長しているかな？
身長・体重を測ってもらいましょう！
時間：午前10時30分から11時まで
持ち物：計測用のタオル、またはバスタオル

（場所）移転しました。

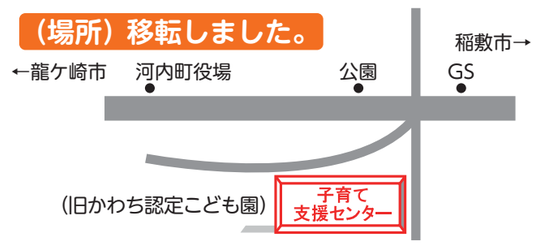

河内町子育て支援センター「おひさま」
住所：河内町源清田５２４４
（旧かわち認定こども園）
☎０８０-７７２２-２６７０

地域包括支援センターだより

認知症サポーター養成講座

認知症に対する偏見をなくし、地域全体で認知症の人や家族を支える環境づくりを進めます。

誰もがかかる可能性のある認知症。この病気は、周囲の関わり方で症状がおだやかになることがあります。

この講座で、認知症の症状、関わり方などについて、専門家よりわかりやすく教えていただきます。また、今回この講座を受けた方は「認知症サポーターの資格」を取得できます。「認知症サポーター」とは、認知症の正しい知識を持ち、認知症やその家族の方を見守り、支援するために講習を受けた人のことです。

サポーターになられた方に、「オレンジカード」を進呈いたします。ぜひこの機会に受講してください。

月　日	時　間	内　容
9月19日(木)	午後1時30分～3時30分	認知症サポーターとは（DVD視聴）
		認知症の「発祥の仕組み」や「症状」、「関わり方」について

◆場　所：つつみ会館（学習室）河内町金江津645-227
◆講　師：宮本病院（作業療法士：小川 和弥氏）
◆持ち物：筆記用具、飲み物
◆参加費：無料　★ 申込み締切日：9月13日（金）まで

認知症サポーター・ステップアップ研修

認知症に対する理解促新・共生の地域づくりの拡充を図ります。

この講座は、これまでに認知症サポーター養成講座を受講された事がある方が対象となり、受講するとステップアップした「認知症キャラバンメイト」となります。キャラバンメイトとして認知症講習会のお手伝いや、認知症予防カフェ等のお手伝いをしてくださる方を募集いたします。互いを思いやる気持ちとアイディアで、一緒によりよい町をつくっていきましょう。

講座は2回コースです。2回ともご参加ください。

月　日	時　間	講師	内　容
【1回目】9月26日(木)	午後1時30分～3時	介護支援専門員 須貝 光雄 氏	**「認知症の方への対応」について** こんな時どうしたらいいの? 困った場面の対応方法について、現場のプロからアドバイスいただきます。
【2回目】10月3日(木)	午後1時30分～3時30分	宮本病院（作業療法士）小川 和弥 氏	**「認知症予防カフェ」** 認知症に関する講話や脳活性化の実技を体験したあとは、認知症予防カフェの体験をしていただきます。

◆場　所：つつみ会館（学習室）河内町金江津645-227
◆募集人数：20名
◆持ち物：筆記用具、飲み物
◆参加費：無料　★ 申込み締切日：9月20日（金）まで

問合せ・申込先　河内町地域包括支援センター　☎60－4071

行政書士による無料相談（要予約）

◆**日時**　8月17日（土）午前10時から正午まで
※次回は、9月21日（土）を予定
◆**会場**　河内町農村環境改善センター農事研究室
◆**内容**　相続や遺言、農地法の許可、その他各種行政手続きに関する疑問、お悩みについてアドバイスいたします。
※予約は、3日前の午後5時まで
◆**予約・問合せ先**　茨城県行政書士会県南支部
☎090-8582-5821（飯塚）

あなたの能力や経験をシルバー人材センターで活かしてみませんか

河内町にお住いの概ね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方ならどなたでも入会できます。センターの趣旨やしくみをご理解のうえ入会していただいておりますので、お気軽にお問い合わせください。

◆**配分金（草刈りの場合）**
草刈り（1時間　1,500円消耗品･燃料費含む）
就業時間午前9時～午後4時（1日）
1,500円×6時間＝9,000円
◆**入会にあたって**
会費を納入していただきます。(年額2,000円)
◆**問合せ先**　河内町シルバー人材センター
☎84-5455

8月の納税等

町県民税(第2期) 国民健康保険税(第2期) 介護保険料(第3期) 後期高齢者医療保険料(第2期)	納期限は9月2日です。

※納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

町長の動静

～7月の主な行事～

1日　庁議
地域おこし協力隊委嘱式
株式会社さくら印刷との包括的連携協定式
3日　牛久沼活用推進協議会会議
4日　茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員研修視察（6日まで）
8日　中央公民館地鎮祭
河内町子ども・子育て支援審議会
9日　原水爆禁止国民平和大行進
10日　稲敷地方航空騒音公害対策協議会定期総会
河内町青色申告会連合会通常総会
12日　河内町社会福祉協議会臨時理事会
18日　利根川水系土地改良調査管理事務所来庁
シン・いばらきメシ試食会
龍ケ崎地区防犯協会理事会及び評議員会
20日　染谷森雄氏旭日小綬章受賞祝賀会
21日　洪水広域避難訓練
22日　茨城行政相談センター長来庁
23日　開成町・小山町行政視察（24日まで）
25日　県南町村会定期総会
26日　文化協会総会
28日　つつみ会館住民説明会
29日　農業再生協議会定例総会
竜ヶ崎土木協会定例総会
30日　全国過疎地域連盟茨城県支部定期総会

障害者就職面接会の開催について

障害者就職面接会（県南会場）を開催します。
日　　時　令和6年9月27日（金）　午後0時50分～午後3時30分
場　　所　ホテルグランド東雲　つくば市小野崎488−1
問合せ先　ハローワーク龍ケ崎　☎６０－２７２７（31#）
※面接会は完全予約制のため、事前予約がない場合、当日参加することはできません。

預けて安心！ 法務局における自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から法務局（本局・支局）において「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの方から遺言書の保管申請がされております。

本制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局に保管していただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざん等を防止することができます。

詳しい手続は、水戸地方法務局ホームページ（http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/）をごらんください。

◆問合せ先
水戸地方法務局龍ケ崎支局総務係
☎６２－０２２５（平日：午前9時から午後5時まで）